	平成２９年第１０回霧島市農業委員会定例総会
日　　時	平成２９年１０月３１日（火）　午前１０時４５分
出席委員	１番　木野田　安　男　　２番　西　代　秀　子　　３番　藏　原　　勇 ４番　町　田　廣　志　　５番　元　吉　則　夫　　６番　中　丸　輝　男 ７番　下久保　久　己　　８番　迫　田　良　信　　９番　本　村　忠　一 １０番　東　鶴　昭　雄　　１１番　槐　島　睦　夫　　１２番　今　川　芳　信 １３番　森　田　勝　美　　１４番　松　下　さえ子　　１５番　東　福　健　治 １６番　杢　田　正　人　　１７番　間世田　　惠　　１８番　長　﨑　惠里子 １９番　濵　田　康　男　　２０番　厚　地　　覺　　２１番　宮　園　　稔 ２２番　田　尻　春　孝　　２３番　池　田　博　昭　　２４番　大　山　茂　美 ２５番　八重尾　直　亮　　２６番　今　吉　耕　己　　２７番　岩　元　広　幸 ２８番　上和田　明　人　　２９番　西　溜　丸　美　　３０番　重　廣　加代子 ３１番　田　代　一　友　　３２番　今　吉　藤　雄　　３３番　中　園　真　一 ３４番　前　島　広　紀　　３５番　谷　山　忠　憲　　３６番　笹　峯　久　雄 ３７番　中　村　和　志
事 務 局 振興グループ	事務局長　　内　田　　大　作 グループ長　　本　村　　浩　孝 主　　査　　有　村　　大 主任主事　　長　友　　藍　子
農地グループ	グループ長　　池之上　　徳　幸 主　　査　　福　田　　智　和 主任主事　　山　下　　良　太 主任主事　　中　吉　　哲　平 主任主事　　江　藤　　俊　志
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 １「農地利用変更届」について ２「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について ３「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について ４「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について ５「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について ６「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について ７「あっせん申出」について ８「農地法第２条１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

開会　午前１０時４５分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長 ）	皆さん、こんにちは。本日の出席委員は３７名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成２９年第１０回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので報告をさせます。事務局。
事務局	〔事務局より議案書の訂正について報告〕
議長（会長 ）	次に諸般の報告、事務局報告です。事務局。
事務局長	それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。 〔１１件について報告〕 以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。 農地法第１８条第６項等の規定について、農地法関係事務処理要領の第９の３の（３）の規定により、２９件通知があったことを報告します。また、時効取得１件が提出されております。以上で報告を終わります。
議長（会長）	諸般の報告、事務局報告が終わりました。それでは議事に入ります。

△　議案第１号　　「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第１号「農地利用変更届について」を議題といたします。 当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が１件提出されましたので、審議を求めます。 それでは、調査委員の意見報告をお願いします。溝辺の１番を１３番委員。
１３番委員	１号１番を報告します。 申請地はＪＡあいら溝辺支店の北に位置しており、現況は通作路である。申請地の北は田、南は田と宅地、東は田、西は田と宅地である。利用変更目的は通作路として利用するものである。工事内容は盛土を２０cm し、周囲は U 字溝で囲うものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員からの意見報告が終わりました。これより審議に入ります。ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地利用変更届の１件については妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第１号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△　議案第２号　　「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第２号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の所有権移転４件、農用地利用集積計画（案）の利用権設定３１件、農地中間管理権の取得１２件の合計４７件について、市長より意見を求められておりますので、当委

	員会での審議を求めます。ただし、利用権設定３１件のうち２９件及び農地中間管理権の取得１２件は、再設定及び認定農業者に係る案件、農地中間管理権でありますのでご承認いただくこととし、所有権移転４件と利用権設定の新規２件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の１番を３４番委員。
３４番委員	議案第２号、所有権移転の国分の１番について報告いたします。 本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地１０ａあたり＊＊万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年１０月１０日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。譲受人は、認定農業者であり、現在２６５，３１６㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。あっせん譲受人候補者名簿の国分地区＊＊番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の８０ａを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	２番を３０番委員。
３０番委員	議案第２号、所有権移転の国分の２番について報告いたします。 本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地１筆あたり＊＊万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年９月２２日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。譲受人は、認定農業者であり、あっせん譲受等候補者名簿の国分地区＊＊番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の８０ａを超えている。農機具も完備しており、現在２３８，１７２．４８㎡のすべてについて耕作している。また、農地所有適格法人として法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を満たしており、申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	３番を２７番委員。
２７番委員	議案第２号３番について報告いたします。 本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地１筆＊＊万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年１０月５日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。譲受人は、認定農業者であり、現在２３，２９９㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。あっせん譲受人候補者名簿の溝辺地区＊＊番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の８０ａを超えている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	４番を２０番委員。
２０番委員	議案第２号所有権移転の牧園の４番について報告いたします。 本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と譲受人との間で申請地２筆＊＊万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成２９年１０月４日に提出されました。以下、譲受人が基盤強化法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告いたします。譲受人は、認定農業者であり、現在７６，８０９㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。あっせん譲受人候補者名簿の牧園地区＊＊番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の１００ａを超え

	ている。以上のような理由により、譲受人は所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に利用権設定の１番を２３番委員。
２３番委員	２号１番を報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在１０，３１１㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	３０番を３番委員。
３番委員	２号３０番を報告いたします。 借人は担い手農家であり、現在７，７６０㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま、調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農用地利用集積計画（案）については、農業経営基盤強化促進法第１８条の各要件を満たしており、妥当なものであるとの報告です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第２号「農用地利用集積計画（案）の意見決定について」は、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△　議案第３号　「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第３条の規定による許可申請の所有権移転１５件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。１番から４番を１９番委員。
１９番委員	３号１番を報告します。 申請地は川原小学校の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は５，８５２㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号２番と３番は譲受人が同一のためまとめて報告をします。 申請地は川原小学校の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は８，８０５㎡で下

	限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号４番を報告します。 申請地は川原公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は５，６２５㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に５番を３０番委員。
３０番委員	３号５番を報告します 申請地は市営敷根団地の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，４３３㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。補足説明として、譲受人の住所は鹿屋市とお聞き致しましたので、耕作が出来ますかとお尋ねしたところ、敷根に実家があり、そちらにお住まいとのことでした。以上です。
議長（会長）	次に６番を６番委員。
６番委員	３号６番を報告します。 申請地＊＊＊番は馬渡橋の西に位置し、そのほかは馬渡橋の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１３，５４１㎡で下限面積要件を満しており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に７番を１６番委員。
１６番委員	３号７番を報告します。 申請地は上之原浄水場の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１７，６９９㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に８番を２０番委員。

２０番委員	３号８番を報告します。 申請地は霧島大茶樹公園の北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は３名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は７７，４０４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に９番を１番委員。
１番委員	３号９番を報告します。 申請地は川北自治公民館の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，２９２㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１０番を３７番に代わり１１番委員。
１１番委員	３号１０番を代読します。 申請地は入水自治公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，１３０㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１１番を２８番委員。
２８番委員	３号１１番を報告します。 申請地は隼人西インターチェンジの北に位置しており、現況は荒地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は２，７４４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１２番から１４番を４番委員。
４番委員	３号１２番を報告します。 申請地は宮西公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は５，８６８㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利

	用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号１３番を報告します。 申請地は宮西公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は３，３１６㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 ３号１４番を報告します。 申請地はＪＲ中福良駅の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は１名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は７，９４４㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に１５番を１１番委員。
１１番委員	３号１５番を報告します。 申請地は下牧之原第２自治公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は２名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は１５，８１１㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま、調査員からの意見報告が終わりました。補足説明があれば発言を許可します。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請１５件は、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたしました。

△ 議案第４号　「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外１０件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告

	を求めます。農振除外の１番と２番を３５番委員。
３５番委員	４号農振除外の１番を報告します。 申請地は牧内公民館の南東に位置しており、現況は樹園地である。申請地の北は道路、南は畑、東は樹園地、西は畑と宅地である。除外目的は５，２００㎡のうち１８５㎡を駐車場として利用するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は１種農地の既存施設の拡張に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。 ４号農振除外の２番を報告します。 申請地は春山公民館の南西に位置しており、現況は宅地である。申請地の北は道路、南は畑、東は道路、西は畑である。除外目的は一般住宅と車庫を建築するものであり、平成１７年１１月頃、建築済みであるとの始末書が添付されている。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に接続していないものの、申請者の亡父により、平成１７年１１月頃一般住宅と車庫は既に建築されており、除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は１種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に３番と４番を３２番委員。
３２番委員	４号農振除外の３番を報告します。 申請地は大霧公民館の南に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は山林、南は山林、東は山林、西は山林である。除外目的は太陽光発電施設を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。 ４号農振除外の４番を報告します。 申請地は万膳地区公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は道路、東は田、西は田である。除外目的は一般住宅と通路を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺接続している。除外することで農

	用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地であるが事業完了後８年を経過しているため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は１種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。その他問題がある場合として、理由書の内容を検討した結果、申請地を除外するのはやむを得ないという判断にいたりました。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５番と６番を３３番委員。
３３番委員	４号農振除外の５番を報告します。 申請地は市後柄自治公民館の北東に位置しており、現況は山林である。申請地の北は山林、南は道路、東は道路、西は道路である。除外目的は山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。 ４号農振除外の６番を報告します。 申請地は遠見松自治公民館の南に位置しており、現況は宅地である。申請地の北は水路、南は道路、東は田、西は宅地である。除外目的は一般住宅を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に７番と８番を４番委員。
４番委員	４号農振除外の７番を報告します。 申請地は県営隼人団地の西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は道路、南は宅地、東は田、西は宅地である。除外目的は建売住宅２棟を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、

	除外はやむを得ないと思われる。 ４号農振除外の８番を報告します。 申請地は県営隼人団地の西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は道路、南は不耕作地、東は道路、西は宅地である。除外目的は建売住宅７棟を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に９番を３６番委員。
３６番委員	４号農振除外の９番を報告します。 申請地は宇都山公民館の南に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は不耕作地、南は５条申請地、東は不耕作地、西は宅地である。除外目的は建売住宅２棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に１辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は１種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１０番を３５番委員。
３５番委員	４号農振除外の１０番を報告します。 申請地は福山総合支所の北東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は田、南は水路、東は水路、西は不耕作地である。除外目的は太陽光発電施設を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に２辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼす恐れはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は２種農地の５００ｍ以内の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。補足説明があれば発言を許可します。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。２８番委員。
２８番委員	４号４番についてですが、今後、このような道路の途中に出てきても問題ないということで良いでしょうか。
議長（会長）	３２番委員。

３２番委員	先程申し上げた通り、理由書の内容を検討した結果、神社の大木の倒木の恐れがあるためとの内容があったためです。以上です。
議長（会長）	２８番委員。
２８番委員	分かりました。
議長（会長）	その他にありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農業振興地域整備計画の一部変更の農振除外１０件については、やむを得ないという意見です。これらについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外１０件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△　議案第５号　　「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第４条の規定による許可申請が８件提出されましたので、この処分について審議を求めます。また、横川の３は議事参与の関係で別途審議いたします。それでは、調査委員の意見報告を求めます。１番を２３番委員。
２３番委員	５号１番について報告します。 申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の北に位置し、現況は雑種地である。なお、平成２７年４月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みの為、不要である。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２８１㎡であり、自動車１２台分の駐車場に利用するには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に２番を３１番委員。
３１番委員	５号２番を報告します。 申請地は麓原地区自治公民館の北西に位置し、現況は畑と雑種地である。なお、平成１９年１０月頃、倉庫を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は倉庫、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は７８８㎡であり、倉庫、駐車場に利用するには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に４番を５番委員。
５番委員	５号４番を報告します。

	申請地は上植村公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，０９１㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は宅地と荒地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に５番を１７番委員。
１７番委員	５号５番を報告します。 申請地は持松地区公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，４７１㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は不耕作地、南は水路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	６番を２番委員。
２番委員	５号６番を報告します。 申請地は新川公民館の北西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成２９年９月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達についてはすでに実行済みの為、不要である。法定小作人なし。転用目的は倉庫、車庫を建設するものでありすでに実現されている。計画面積は２３４㎡であり、倉庫、車庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路と宅地、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については農地はないため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	７番と８番を２４番委員。
２４番委員	５号７番を報告します。 申請地は早馬神社の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ない。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，２９３㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は道路と畑、この畑は５号８番の申請地、西は山林、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ５号８番を報告します。 申請地は早馬神社の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ない。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林

	にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，７６３㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は５号７番の申請地の畑、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員からの意見報告が終わりました。補足説明があれば許可します。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの意見について、質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第４条の規定による許可申請８件のうち横川の３を除く７件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これらについて、賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」は、横川の３を除き転用は許可ということに決定いたしました。つきましては、１１月７日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の議決に該当する案件について意見聴取いたします。 次に横川の３を審議いたしますので、＊＊番委員は退席を願います。
	[＊＊番委員退席]
議長（会長)）	これも事前に現地調査が行われていますので、調査員の意見報告を求めます。横川の３番を３１番委員。
３１番委員	５号３番を報告します。 申請地は北園集落センターの北西に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳にて、農家住宅と資材倉庫にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達についてはすでに転用済みの為、不要である。法定小作人なし。転用目的は農家住宅と資材倉庫を建設するものであり、すでに実現されている。計画面積は８０７㎡であり、農家住宅はおおむね１，０００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員からの意見報告が終わりました。補足の説明があれば許可します。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告ににについて質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第４条の規定による許可申請横川の３番は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。
	〔賛成多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について」の横川の３は、転用は許可するということに決定しました。つきましては、１１月７日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。＊＊番委員は着席してください。

△　議案第６号　「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第５条の規定による許可申請２２件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の１番を３６番委員。
３６番委員	６号１番を報告します。 申請地は青葉小学校の東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅１棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４７９㎡であり、建売住宅１棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	２番を１９番委員。
１９番委員	６号２番を報告します。 申請地は川原公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，３４４㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は畑と宅地、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	３番を３４番委員。
３４番委員	６号３番を報告します。 申請地は舞鶴中学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲地にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８０４㎡であり、宅地分譲２区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第２種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	４番を２３番委員。
２３番委員	６号４番について報告します。 申請地は国分児童体育館の西に位置し、現況は畑である。都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。

	法定小作人なし。転用目的は宅地分譲２区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８２７㎡であり、宅地分譲２区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、畑と道路。南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	５番を３０番委員。
３０番委員	６号５番を報告します。 申請地は国分インターの西に位置し、現況は雑種地である。農地区分は、申請地からおおむね３００m以内に高速インターチェンジ出入口があるため、３種農地の３００m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗、作業所を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，０４０㎡であり、店舗、作業所に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路と水路、西は不耕作地と雑種地、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	６番を１６番委員。
１６番委員	６号６番を報告します。 申請地は上ノ段平山塚脇コミュニティ広場の西に位置し、現況は山林である。なお、平成１９年４月頃山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みのため不要である。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、すでに実現している。申請地の東は不耕作地、西は山林、南は道路、北は不耕作地である。この不耕作地については、赤判定のようなところです。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	７番を３１番委員。
３１番委員	６号７番を報告します。 申請地は下有川公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，６３６㎡であり、太陽光パネル３２４枚、総出力９０．７２ｋｗの太陽光発電施設を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	８番から１１番を２６番委員。
２６番委員	６号８番を報告します。 申請地は陵南中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、土地区画整理法第２条第１項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、３種農地の土地区画整理区

	域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲３区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９２１㎡であり、宅地分譲３区画と通路に利用するためには相当な面積と思われる。申請地の東は５条申請地、西は雑種地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号９番を報告します。 申請地は綾南中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、土地区画整理法第２条第１項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、３種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３２７㎡であり、一般住宅と通路にするためにはおおむね５００㎡未満であるため」妥当と思われる。申請地の東は道路、西は５条申請地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号１０番を報告します。 申請地は綾南中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、土地区画整理法第２条第１項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、３種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３１８㎡であり、一般住宅と通路にするためにはおおむね５００㎡未満であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は５条申請地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号１１番を報告します。 申請地は綾南中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、土地区画整理法第２条第１項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、３種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３０㎡であり、宅地拡張するには妥当であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は５条申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	１２番を３２番委員。
３２番委員	６号１２番を報告します。 申請地は向植村公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、その他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計

	画面積は５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は畑、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	１３番を２８番委員。
２８番委員	６号１３番を報告します。 申請地は里中下公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、その他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は８１㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１４番から１６番を２番委員。
２番委員	６号１４番を報告します。 申請地は新川公園の南に位置し、現況は雑種地である。なお、年月日不詳ですが造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は９７７㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地と畑、南は雑種地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号１５番を報告します。 申請地は富隈地区公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は４３０㎡であり、一般住宅はおおむね５００㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号１６番を報告します。 申請地は住吉公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地造成をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３６９㎡であり、宅地造成するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第１種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は雑種地、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上の

	ような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	１７番を３６番委員。
３６番委員	６号１７番を報告します。 申請地は宇都山公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、１種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅４棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１，３３３㎡であり、建売住宅４棟に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は不耕作地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に１８番から１９番を３７番に代わり１１番委員。
１１番委員	６号１８番を代読します。 申請地は市営姫城団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２６９㎡であり、貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は田、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。 ６号１９番を代読します。 申請地は市営東郷団地の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３８３㎡であり、一般住宅と通路を建設するためにはおおむね５００㎡未満であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は宅地、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	２０番を１４番委員。
１４番委員	６号２０番を報告します。 申請地は市営三田坪団地の南東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成２０年５月頃に造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は車庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は１１９㎡であり、車庫を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

議長（会長）	２１番を４番委員。
４番委員	６号２１番を報告します。 申請地は隼人図書館の北側に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、３種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲１０区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は２，６８４．９４㎡であり、宅地分譲１０区画を建設するには相当な面積であると思われる。また、隣接地の宅地６２．４７㎡を一体利用するもので、全体計画面積は２，７４７．４１㎡である。都市計画の用途が定められた第１種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地と畑、西は田、南は田、北は里道である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	２２番を２５番委員。
２５番委員	６号２２番を報告いたします。 申請地は比曽木野地区コミュニティセンターの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、その他のいずれの要件にも該当しない農地、２種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については杉の穂木を植林するため問題ないと思われる。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は３，５２７㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は川、西は田、南は川、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの報告について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第５条の規定による許可申請２２件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これらについて賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。 つきましては１１月７日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△　議案第７号　「あっせん申出」について

議長（会長）	次に、議案第７号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施手続規程によるあっせん申し出の貸付希望１件が提出されましたので、審議を求めます。調査委員の報告をお願いします。貸付希望の１番を１３番委員。
１３番委員	基盤整備がされて真四角な田んぼですので受けたいと思います。
議長（会長）	ただいま調査委員の報告が終わりました。この件について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕

議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。あっせん申出の貸付希望１件については、あっせんを行うことに賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手多数〕
議長（会長）	賛成多数であります。よって、議案第７号「あっせん申出について」は、あっせんを行うことに決定いたしました。それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望の１番を１３番委員と２７番委員。以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

△　議案第８号　「農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定」について

議長（会長）	次に、議案第８号「農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について」を議題といたします。農地法３０条第１項の規定に基づき、農地の利用状況調査の結果に伴う農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について、当委員会での審議を求めます。それでは調査委員の説明を求めます。２４番委員。
２４番委員	議案第８号を報告します。 本農地は、平成２０年に実施された耕作放棄地全体調査において、非農地と判断され、同年１２月定例総会で農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないと決定がなされています。本農地は、９月に非農地取消願いが提出されたことから、農地法第３０条第１項の規定に基づく農地の利用状況調査の結果、農地への復元がなされ、耕作し得る状態であることを確認いたしました。よって、本議案の畑１筆、面積３，４１１㎡につきましては、農地法第２条第１項に規定する農地に該当すると判断いたしました。以上で説明を終わります。
議長（会長）	ただいま調査委員からの説明が終わりました。補足・説明はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ただいまの説明について質疑・討論はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断については、農地に該当するとの判断です。賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、議案第８号「農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断に係る決定について」は、農地とすることに決定いたしました。 以上で、平成２９年第１０回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に、その他はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	これで平成２９年第１０回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。
内田事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉　会　　午後　１２時１５分」

番

番

番